

# イノシシを「寄せない」対策について —「無意識の餌付け」がもたらすもの—

日野郡鳥獣被害対策協議会 実施隊チーフ 木下 卓也



昨年の冬から今年の春ごろまで、日野郡内各地の集落でイノシシの出没が相次ぎました。山から出てきて、国道を渡って、民家の庭先を掘り返して、民家わきの路地を通ってさらに別の家の庭先へ…。周りを山に囲まれたポツンと一軒家ならいざ知らず、とても臆病なはずのイノシシが、何軒もの家が集まった集落内に侵入して食料を探すとなると、よっぽど魅力的な理由があるのです。このような集落を回って感じた、いくつかの要因をお話ししたいと思います。

## イノシシから見た人里の魅力



まず初めに、集落内への侵入が夏ではなく、冬に起こっていることに着目してみましょう。冬になると食料となる資源が全体的に減少します。そこで、危険を冒して人里に侵入したと考えるのが妥当でしょう。そして、自分たちのエサになるおいしいものを発見し、何度も集落に侵入しているのです。こうなると集落の誰かが故意に餌付けしたわけではないけれど、無意識に餌付けてしまったようなものです。では、無意識の餌付けとなるエサ資源とはどのようなものでしょう？

## 「無意識の餌付け」とは…



生ゴミもイノシシには貴重な栄養源

集落のエサ資源は、大まかに言うと3つあります。1つ目が小さな家庭菜園、2つ目は野菜などの生ゴミ（堆肥にしようとしているものを含む）、3つ目が果樹です。昨春に発生したイノシシ侵入集落では、生ゴミと果樹が多い印象を受けましたので、これらについてもう少し詳しく説明します。

生ゴミといっても様々ですが、大根の葉の部分や白菜の外葉、芋の皮、柑橘類の皮などが多く見られました。これらをゴミと思わない人はいないと思います。でもイノシシから見ると貴重な栄養源です。周囲にエサ資源の乏しくなる冬の間は格別のエサになってしまいます。

次に柿や栗などの果樹が集落に多いと何が問題なのでしょうか？ 春に近い冬だと、すっかり果実はなくなりますし、エサにはならないはず…。でも問題は秋から始まります。集落を見回すと果樹は何本も植えてあり、今では全く収穫しない木もありますよね。これらの果実を、様々な動物が冬を越すための栄養源にしています。イノシシもこっそり集落へ侵入して食べている可能性があります。気づいていないのは人間だけかもしれません。エサがあることをこの時に覚えて、冬から春にかけてのエサがない時期に「また落ちてないかな？」と探しに来て、運よく生ごみを発見！ というような悪循環になっているのかもしれません。



## 鳥獣被害を受けにくい集落へ…

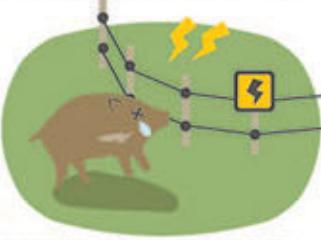


今やイノシシは、私たちの想像以上に「人里に行けばエサがある」と学習していると思っておいたほうがよいのかもしれません。生ゴミにはコンポストの利用、柿や栗などの果樹は収穫または伐採。集落内のエサ資源を減らして、人里に近寄らせない対策が重要です。この寄せない対策は結果が目に見えにくいので、なかなか力が入らないかもしれません。漢方薬のようにジワジワと集落を被害が受けにくい体質に改善していきますので、集落全体で取り組んでみてはいかがでしょうか。

□日野郡鳥獣被害対策協議会 電話:0859-72-1399

# イノシシ侵入防止柵の設置にあたってはご留意を!

— 安全で効果的な正しい鳥獣対策の推進にご協力お願いします —



イノシシ等による農業被害が全国各地で深刻化。日野郡においても同様であり、農業そして地域を守り続けるため、住民の皆さんと一緒に、侵入防止柵（以下「防止柵」）の設置が進められています。一方、防止柵の管理が不十分であったり、危険な設置となっている事例も見受けられ、正しい方法で効果的かつ安全な鳥獣対策を進めていくことが大切となっています。

## 日野郡ではイノシシを「入れない」対策の取組が進んでいます



ワイヤーメッシュ柵の設置作業

日野郡では、町や県などが協力して、日野郡鳥獣被害対策協議会（以下「協議会」）を設置しています。協議会では、イノシシを「入れない」対策として、集落ぐるみの侵入防止対策を地道に推進しており、地域住民の協力も得て、防止柵設置による鳥獣対策が着実に進んでいます。

過去3か年においても、日野郡内で延長100km以上の防止柵が整備されています。

## 道路などの管理の妨げや危険な設置となっていましたませんか



一般の方が利用する道路や河川などの敷地に防止柵を設置することは認められていません。点検が行えなかったり、緊急時に立ち入りができなかったりすると、災害時などに迅速な対応が行えないなどの支障が生じるためです。

また、電気柵は安全で効果の高い侵入防止柵ですが、中には、道路際に設置されている事例や法的に設置が義務付けられている危険表示板が設置されていない事例も見受けられます。

地域の防止柵が正しい設置となっているか、今一度、点検を行っていただきますようお願いします。

道路を利用する方の安全にも配慮が必要です。また、電気柵をアスファルト際に設置した場合、通電しにくいため、十分な侵入防止効果が得られません。

## 道路沿いや河川沿いに防止柵の設置を検討されている皆様へ

県が管理する道路沿いや河川沿いなどに防止柵を新たに設置する場合には、日野県土整備局への事前協議、占有許可申請の手続き等が必要となる場合がありますので、設置の検討にあたっては、町農林担当課や日野振興局農業振興室に早めにご相談ください。

## 正しい鳥獣対策の知識を身につけるために

協議会の実施隊員は、町や集落からの要望を受けて各地域で研修会を開催しています。野生鳥獣に対する正しい知識を理解した上で効果的な被害対策を進めていただくため、積極的なご参加をお願いします。



防止柵の設置を新たに検討する際は、必ず研修を受講しましょう。

□日野振興局 農業振興室 電話:0859-72-2005 FAX:0859-72-2011